

# 福祉・介護人材の処遇改善事業

# 福祉・介護人材処遇改善事業

## 1 目的

21年度障害福祉サービス等報酬改定(+5.1%)によって福祉・介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、障害福祉サービスが確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、福祉・介護職員の処遇改善をさらに進めていくこととする。

## 2 概要

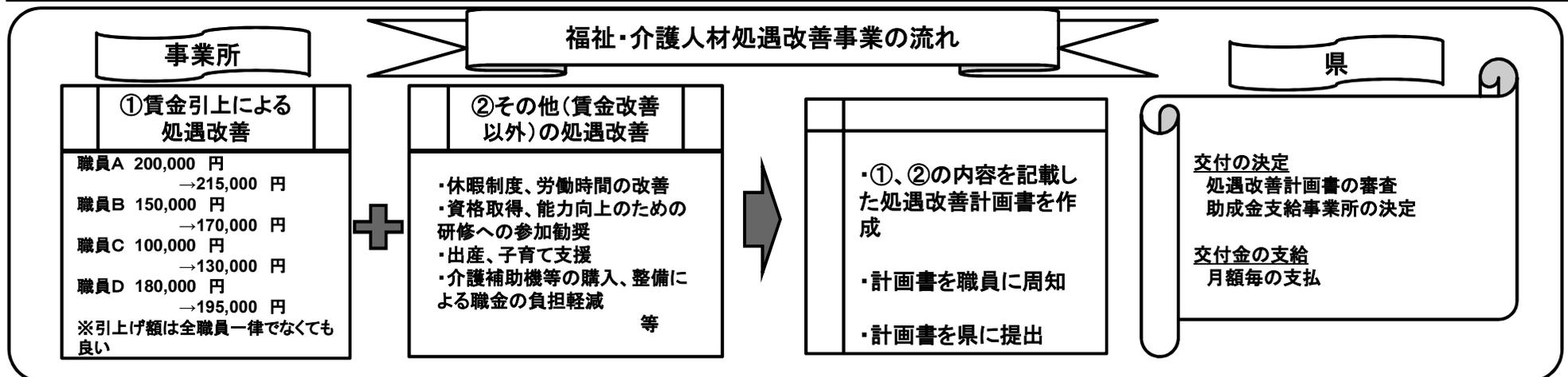
福祉・介護職員のさらなる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員数(常勤換算)に応じて定める交付率による。

## 3 交付方法

- ① 実施方法: 障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積増し
- ② 実施主体: 都道府県
- ③ 補助割合: 定額(10/10)
- ④ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者  
(ア)各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。  
(イ)22年度10月以降については、キャリア・パスに関する要件を加える。
- ⑤ 交付額 : 報酬総額 × サービス毎に定める交付率 ※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

## 4 事業規模

平成22年度当初予算 473,296千円(福祉・介護職員(常勤換算)一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額)



別紙 1

サービス毎に定める交付率

キャリアパス要件等の適合状況に関する区分

- ① 5の一及び二をすべて満たす対象事業者
- ② 5の一又は二のいずれかを満たす対象事業者
- ③ 5の一及び二のいずれかも満たしていない対象事業者

サービス種別		キャリアパス要件等の適合状況に応じた交付率		
		①に該当 (ア)	②に該当 (イ)	③に該当 (ウ)
新体系	居宅介護	15.5%	(ア)の率 × 0.9	(ア)の率 × 0.8
	重度訪問介護	8.0%		
	行動援護	10.7%		
	療養介護	1.0%		
	生活介護	2.0%		
	児童デイサービス	5.2%		
	短期入所	※		
	重度障害者等包括支援	0.9%		
	共同生活介護	4.7%		
	施設入所支援	2.5%		
	自立訓練(機能訓練)	3.5%		
	自立訓練(生活訓練)	2.5%		
	就労移行支援	2.7%		
	就労継続支援A型	2.5%		
	就労継続支援B型	2.6%		
	共同生活援助	6.0%		
旧体系	旧身体障害者更生施設	2.2%		
	旧身体障害者療護施設	2.1%		
	旧身体障害者入所授産施設	2.1%		
	旧身体障害者通所授産施設	2.3%		
	旧知的障害者入所更生施設	2.5%		
	旧知的障害者通所更生施設	2.5%		
	旧知的障害者入所授産施設	2.4%		
	旧知的障害者通所授産施設	2.3%		
	旧知的障害者通勤寮	2.1%		

サービス種別		キャリアパス要件等の適合状況に応じた交付率		
		①に該当 (ア)	②に該当 (イ)	③に該当 (ウ)
障害児施設	知的障害児施設	2.8%	(ア)の率 × 0.9	(ア)の率 × 0.8
	自閉症児施設	2.3%		
	知的障害児通園施設	3.3%		
	盲児施設	3.8%		
	ろうあ児施設	3.6%		
	難聴幼児通園施設	1.1%		
	肢体不自由児施設	2.1%		
	肢体不自由児通園施設	4.6%		
	肢体不自由児療護施設	2.6%		
	重症心身障害児施設	1.6%		
	精神障害者社会復帰施設等	精神障害者入所授産施設		
精神障害者通所授産施設		2.8%		
精神障害者生活訓練施設		2.2%		
精神障害者福祉ホーム(B型)		3.1%		
身体障害者福祉工場		3.0%		
知的障害者福祉工場		3.4%		
精神障害者福祉工場		2.6%		
身体障害者小規模通所授産施設		6.3%		
知的障害者小規模通所授産施設		8.3%		
精神障害者小規模通所授産施設	5.0%			

※ 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の交付率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の交付率を適用する。

(その他の交付率については、事務処理要領の6のとおりとする。)

$$\text{当該サービスの交付率} = \frac{\text{当該サービスの介護職員数(常勤換算)(全国計)} \times 15,000\text{円} \times 12\text{ヶ月}}{\text{当該サービスの総費用額(全国計)}}$$

## 対象サービス

### ア 新体系サービス

※基準該当事業所についても対象

### イ 旧体系サービス

### ウ 障害児施設給付費等

※重症心身障害児(者)通園事業を含む

### エ 精神障害者社会復帰施設等(補助金施設)

※精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム(B型)、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、精神障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設

## 対象職種

ホームヘルパー、生活支援員、作業指導員、児童指導員、指導員、指導員助手、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、介護職員、精神保健福祉士(精神障害者社会復帰施設に限る。)、精神障害者社会復帰指導員

福祉・介護職員の対象については、これらの職種に従事している者とし、他の職種のみに従事している者は対象とならない。

## 助成金の仕組み

助成金は、障害福祉サービス等の提供に要する費用(以下「報酬等」という。)に一定の率を乗じて得た額を、毎月の報酬等と併せて交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき、余剰金が発生した場合には、その額を返還する。

## 事業年度

助成金事業の年度区分は、当該年の4月から翌年の3月支払い分まで(12か月間)

- ・障害福祉サービス(国保連支払委託分)について、当該年2月から翌年1月までに提供されたサービス分が対象
- ・障害児施設支援及びその他の補助金施設については、当該年3月から翌年2月までに提供されたサービス分が対象

## 助成金の交付要件

- 一 平成21年10月から平成24年3月までの間、障害福祉サービス等を提供する見込みがあること。
  - 二 助成金見込額を上回る賃金改善が見込まれた計画を策定していること。
  - 三 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、事業者の職員に対して当該計画書の内容についての周知を行った上で、都道府県あて提出していること。
  - 四 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないこと。
  - 五 労働保険に加入していること。
- ※ 平成22年度以降の助成にあたっては、上記に加えて、キャリア・パスに関する要件を追加。

## 助成金見込み額の計算

報酬等の総額 × 交付率(一円未満の端数切り捨て)

※報酬等の総額については、各サービス種別によって異なるため詳細は事務処理要領にて要確認

## 助成金の額

報酬等の総額 × 交付率(一円未満の端数切り捨て)

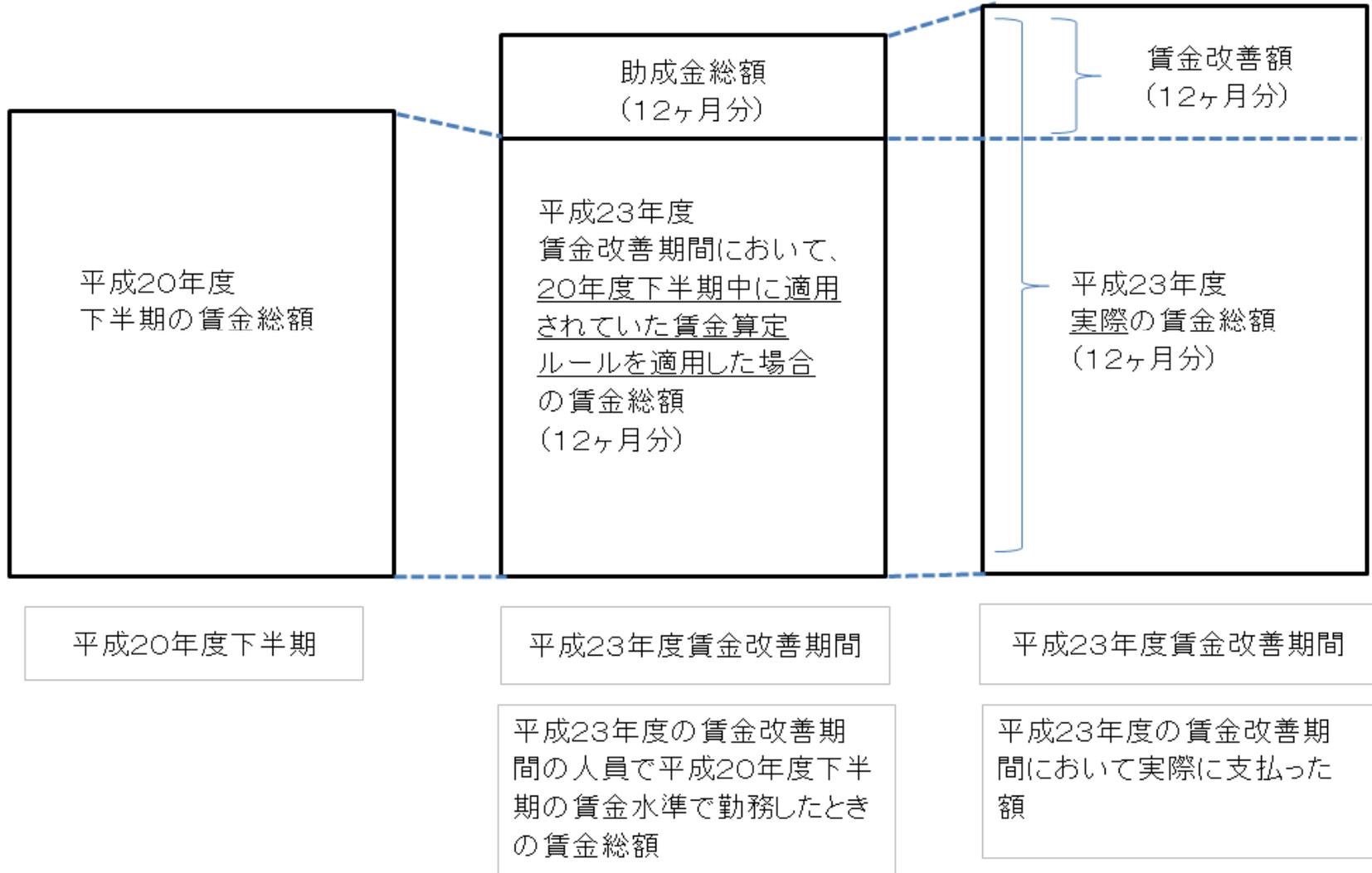
ただし、

**助成額 < 賃金改善額**

となる必要がある。

# 賃金改善額の考え方

助成金総額 < 賃金改善額  
となる必要がある



## 賃金改善実施期間の考え方

### 障害福祉サービス事業

	H23.2	H23.3	H23.4	H23.5	H23.6	H23.7	H23.8	H23.9	H23.10	H23.11	H23.12	H24.1	H24.2	H24.3	H24.4
サービス提供月	←————→														
助成金支給月		←————→													
賃金改善実施期間	←————→														
次の4パターンのうち、平成22年度の賃金改善期間と重複しないパターンを1つ選択する	←————→														
		←————→													
			←————→												

### 障害児施設給付費

	H23.2	H23.3	H23.4	H23.5	H23.6	H23.7	H23.8	H23.9	H23.10	H23.11	H23.12	H24.1	H24.2	H24.3	H24.4
サービス提供月		←————→													
助成金支給月		←————→													
賃金改善実施期間	←————→														
次の3パターンのうち、平成22年度の賃金改善期間と重複しないパターンを1つ選択する	←————→														
		←————→													

賃金改善実施期間については、次の条件を満たす期間の中で、事業者が任意に選択する。

※ただし、補助金施設については、年度内にて処遇改善を終了すること。

- ① 月数は助成金支給月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、助成金支給終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。

## 平成23年度処遇改善承認申請書について

### ○提出書類

◎福祉・介護人材処遇改善承認申請書(別紙様式3 or 4)

※複数の障害福祉サービス事業を行う場合は別紙様式4

◎福祉・介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)

○就業規則、給与規程、労働保険関係成立届等の納入証明書等

※平成22年度に承認を受けた事業所、就業規則の作成義務のない事業所又は労働保険に加入義務のない事業所については省略可

○キャリアパス等届出書(別紙様式6)

※平成22年度に届出をした事業所については省略可

### ○提出期限

・平成23年度の承認申請書の提出期限は平成23年2月18日(金)(必着)

・平成22年度に承認をうけた事業所でもあらためて平成23年度の承認が必要となりますので御注意ください。

### ○提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1

大分県福祉保健部障害福祉課自立支援班あて

計画記載例

別紙様式 2  
福祉・介護職員処遇改善計画書(平成23年度申請用)

事業所等情報 障害福祉サービス等事業所番号 44XXXXXX

事業者・開設者 フリガナ シカサカフクシサービス 名称 社会福祉法人●△福祉会	〒870-8501 大分 都・道 府・県 大手町3丁目1-1		
主たる事務所の所在地	電話番号 097-XXXX-1111	FAX番号 097-XXXX-1740	
事業所等の名称 フリガナ シカサカフクシサービス 名称 □△福祉サービス	提供するサービス	生活介護 自立訓練(生活訓練)	
事業所の所在地	〒870-8501 大分 都・道 府・県 大手町3丁目1-1		
	電話番号 097-XXXX-1111	FAX番号 097-XXXX-1740	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 平成23年度助成金見込額(総額)	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
② 賃金改善所要見込額(総額)(ア+イ+ウ)	△,△△△,△△△ 円
ア 賃金改善に要する見込額(総額)	△,△△△,△△△ 円
イ 他都道府県の事業所等の福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	0 円
ウ アのうち他都道府県の事業所等が交付を受けた助成金を原資として改善する見込額	0 円

※②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。  
※②のイ又はウについて該当がある場合は、別紙様式2(添付書類2)を添付すること。

賃金改善の方法について

③ 賃金改善を行う給与項目	基本給、[ ]手当、[ ]手当、[ ]手当、賞与(一時金)その他( )
④ 助成金による賃金改善実施期間	平成23年4月 ~ 平成24年 3月

※ ④については平成21年度は平成21年10月~平成22年4月まで、平成22・23年度は当該年の2月~翌年4月まで、平成24年度については平成24年2月~6月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は助成金の対象月数を越えてはならない。

⑤ 賃金改善を行う方法  
平成20年度下半期(平成20年10月から平成21年3月)の一月あたりの給与支払い総額は、〇〇〇〇〇円である。  
今回の助成金見込み額△△△△円を賞与(一時金)として福祉・介護職員に支払う。これにより、一人あたり、□□□□円の賃金改善となる。  
(就業規則〇〇ページ参照)

(任意記載事項)平成20年10月~平成21年3月までの状況について記載された。

⑥ 福祉・介護職員賃金総額(月額平均) ※※※※※※※※円 (△△△△△△△△円)	⑦ 一人当たり福祉・介護職員賃金額(月額平均) 〇〇〇〇〇〇〇円 (□□□□□□円)
---	--

(2) 賃金改善以外の処遇改善について(別紙様式6を作成している場合、記載を省略できる。)

平成21年4月以降に実施した(又は実施予定の)事項について必ず1つ以上に○をつけること。

処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備 ○ 非正規職員から正規職員への転換 ○ 短時間正規職員制度の導入 ○ 昇給又は昇格等の要件の明確化 ○ 休暇制度、労働時間等の改善 ○ 職員の増員による業務負担の軽減 ○ その他( )
教育・研修	人材育成環境の整備 ○ 資格取得、能力向上のための措置 ○ 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 ○ その他( )
職場環境	出産、子育て支援の強化 ○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 ○ 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成 ○ 介護補助器具等の購入、整備等 ○ 健康診断、腰痛対策 ○ こころの健康等の健康管理面の強化 ○ 職員休憩室、喫煙スペース等の整備 ○ 労働安全衛生対策の充実 ○ 業務省力化対策 ○ その他( )
その他	

上記については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。  
平成 年 月 日 (法人名) 社会福祉法人 ●△福祉会 (代表者名) ○△ 太郎 印

必ず記載してください。  
※複数事業所単位及び補助金施設等は記載の必要はありません。

複数事業所を法人単位で提出する際は、事業所等の名称の欄に「別紙一覧のとおり」と記載し、添付書類1をつけてください。

①助成金見込み額  
報酬総額×交付率  
②賃金改善所要見込み額  
介護保険の助成金による賃金改善額は除いて記載してください。  
①<②となる必要があります。

国からのQ&A(問9)の図を参照いただき、法人に適した形で賃金改善実施期間を定めてください。  
一度定めた賃金改善実施期間は変更できず、翌年度以降についても引き継がれますのでご注意ください。

以下の点を踏まえ、具体的に記入をお願いします。  
・処遇改善の根拠が規定されたもの内容(就業規則等)  
・平成20年度下半期の1人あたりの福祉・介護職員賃金額(月額)  
・支払の方法・時期  
・助成金見込み額  
・一人あたりの賃金改善額(月額)

必ず1つ以上○をつけてください。

記入もれ・押印もれのないようお願いします。

## 対象事業所の責務

- 一 助成金を福祉・介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならない。
- 二 助成金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。
- 三 各事業年度における最終の助成金支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における賃金改善の額が助成金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。
- 四 この助成金に係る支出と実際に福祉・介護職員の賃金改善に充てたことがわかる書類を作成し、実績報告後、これを5年間保管しなければならない。
- 五 労働基準法等を遵守しなければならない。

## 助成金の支給停止等

- 一 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- 二 虚偽又は不正の手段により助成金を受給した場合

キャリアパス制度について

## キャリアパスに関する要件等の導入

○平成22年10月以降については、長期的に福祉・介護職員を確保・定着させるため、キャリアパス要件等を定め、助成金の額については、要件の適合状況に応じた所定の率を報酬等の総額に乗じて得た額とする。

## キャリアパスに関する要件等の概要

### ①キャリアパスに関する要件

福祉・介護職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことを定めること。(キャリアパスを賃金に反映することが難しい場合は、資質向上のための具体的な取組を行うことで可とするなど小規模な事業所向けの配慮も行う)

### ②平成21年4月報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

賃金改善以外に実施した処遇改善の内容とその概算額を明示すること。

#### ※キャリアパス要件等にかかる減算率

①又は②を満たす事業所 10%の減算

①及び②を満たさない事業所 20%の減算

○キャリアパス要件等については、キャリアパス要件等届出書を都道府県あて提出していることをもって要件に適合したものとする。

## キャリアパスに関する要件

ア 次の①から③までに掲げる要件に該当していること。

- ① 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めている。
- ③ ①及び②の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。

イ アによりがたい場合はその旨をすべての福祉・介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及び次の①又は②に掲げる具体的な取り組みを定め、すべての福祉・介護職員に周知していること。

- ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。
- ② 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)の実施

## 平成21年4月報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

次に掲げる事項をすべての福祉・介護職員に周知していること。

平成20年10月から届け出を要する日の属する月の前月までに実施した、平成21年4月障害福祉サービス費用の額の改定(以下「平成21年4月報酬改定」という。)を踏まえた処遇改善(賃金改善を除く。)の内容及び当該改善に要した費用の概算額

## キャリアパス要件等の届出について

### ○提出書類

ケース1又はケース2のどちらかで提出

◎…必ず必要    △…場合によって必要

☆ケース1(キャリアパスに関するアの要件で提出する場合※別紙様式6中(1)キャリアパスに関する要件Ⅰ)

◎キャリアパス等届出書(別紙様式6)

△就業規則等又は内規※申請時の就業規則等に変更があった場合又は就業規則の作成義務がない事業所の場合のみ

☆ケース2(キャリアパスに関するイの要件で提出する場合※別紙様式6中(1)キャリアパスに関する要件Ⅱ)

◎キャリアパス等届出書(別紙様式6)

△資質向上のための計画※イの①により提出する場合のみ

# キャリアパス要件等の届出の記載事項について

別紙様式 6

キャリアパス要件等届出書 (平成 年度分)

事業所等情報

事業者・開設者	フリガナ 名称			
事業所等の名称	フリガナ 名称	提供する サービス		
記入担当者		電話番号	FAX 番号	

障害福祉サービス等事業所番号

事業所を複数経営している場合は記載不要。

書類の確認がとれる連絡先を記入してください。

(1) キャリアパスに関する要件について

(※) I を選択する場合は太枠内に、II を選択する場合は二重線枠内に記載すること。

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。(I・IIのいずれかに該当していれば本要件を満たす。)

I	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。	該当 ・ 非該当
II	次の④から⑥までのすべての要件を満たす。	該当 ・ 非該当

(要件IIについて) 上記①から③までのすべての要件に該当しない場合、次の事項について記載すること。

④	①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由	
⑤	福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	
⑥	⑤の実現のための具体的な取り組みの内容 (いずれかに○をつけること。)	ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。
		イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること

(注) ⑥のアを選択した場合、本書に資質向上のための計画を添付すること。

(2) 平成21年4月報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件について

(※) 太枠内に記載すること。

① 平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず1つ以上に○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。)	
処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の要件の明確化 ・ 休暇制度、労働時間等の改善 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 その他( )
教育・研修	人材育成環境の整備 ・ 資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他( )
職場環境	出産、子育て支援の強化 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成 ・ 介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康管理面の強化 ・ 職員休憩室、喫煙スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実 ・ 業務省力化対策 その他( )
その他	( )
② ①に要した費用の概算額について	
主たる経費の名称(例:委託費、人件費、物品購入費等)	
平成20年10月から現在までに要した費用の額	円

上記については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

福祉・介護職員に周知し、代表者の記名・押印してください。

(1) キャリアパスに関する要件

I 又は II のどちらかについて必要事項を記載してください。

記載例)

- ・「少人数の事業所でありポストが限られていることからキャリアパスの概念を賃金体系に当てはめることが困難である」
- ・「法人の運営理念になじまない」
- ・「現在人事給与体系の整備中である」など

事業者において、運営状況や福祉・介護職員のキャリア志向等を踏まえ適切に設定してください。

記載例)

- ・「利用者ニーズに応じた良質なサービスを提供するために、福祉・介護職員が技術・能力の向上に努める」
- ・「事業所全体での資格等の取得率の向上」など

※要件IIの⑥アで提出する場合、「資質向上のための計画」の提出が必要となります。

(2) 平成21年4月報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

必要事項を記載してください。

必ず1つ以上に○をつけてください。

①で○をつけた事項に要した費用の概算額を記入してください。

例)

- ・就業規則の改正・届出等に要した経費、労務管理に関するコンサルタント料等
- ・新たに雇用した新規職員又は代替職員の人件費及び求人費用
- ・設備の購入費及びメンテナンス費
- ・施設改修費、修繕費、休憩室等に係る光熱水費見込み額